

7 生徒指導関係規則

I 生徒心得

総則

- 1 本校の教育方針に即し、学業に励み、身体を鍛錬し、人格の陶冶を図る。
- 2 本校生徒としての誇りを持ち、互いに切磋琢磨して充実した生活を送る。
- 3 礼儀作法を身につけ、礼節を重んじる有為な社会人としての資質を培う。

礼儀

- 1 年長者にはもとより、生徒同士の間柄でも礼を失せず、挨拶も朗らかに行うこと。
- 2 ことば遣いと態度は常に明瞭・端正を心がけ、すべての言動に責任を持つこと。

服装（別記服装規定）

- 1 服装は清潔・端正を旨とし、流行を追ったり華美になったりしないこと。
- 2 登校時は、休業中であっても、制服を着用すること。

校内生活

- 1 **授業**：授業は学校生活の根幹を成すものである。決して疎かにしてはならない。
 - (1)遅刻をしないこと。なお遅刻した場合は、入室許可証を当該授業の教科担任に提出すること。
 - (2)授業の前後には、学級委員長の号令に従い、起立し礼を行うこと。
 - (3)始業より放課後までの間の外出は認めない。やむを得ず外出および早退をする場合は、必ず教務部（担任または学年主任）に願い出てその許可を得ること。
 - (4)欠席する場合には、事前に保護者からその旨を学校に連絡してもらうこと。
 - (5)次の場合、所定の手続きを経て公認欠席（公欠）とする。
 - ①校長が認めた対外行事（各種大会、試合、発表会など）に出場する場合。
 - ②進学や就職等の受験に行く場合。
 - ③災害の発生や公共交通機関等の途絶などで登校ができない場合。
 - ④校長が認めた場合。
- 2 **考査**：考査は厳格公正に行われなければならない。決して不正があつてはならない。
 - (1)不正行為や不正行為と見られる紛らわしい行為は、生徒指導上の特別指導の対象となる。
 - (2)机上には筆記用具だけを置き、考査に必要なものはカバンにしまい教室の前後に置く。机の中には物品を入れてはならない。
 - (3)携帯電話・スマートフォンは、電源を切り、個人用ロッカーの中に入れる。着信音・アラーム・振動音は考査妨害として特別指導の対象となる。
 - (4)出席番号順に着席し、各列の最後尾の人は当該考査終了後、答案用紙を番号順に集めて考査監督に提出すること。
 - (5)受験は静粛を保ち、わき見をしたり、筆記用具等の貸借をしたりしないこと。
 - (6)定められた終了時刻まで真剣に取り組むこと。受験中の途中退出はできない。
- 3 **生徒会活動**
 - (1)良識ある高校生として、自発的に活発な活動を行うこと。
 - (2)総会・各種委員会等には時間を厳守して出席すること。欠席する場合は担任に届け出ること。
 - (3)学校内で生徒集会等を催す場合は、事前に校長の許可を得ること。
 - (4)掲示物を校内に掲示する場合は、生徒支援部長の許可を得ること。なお、掲示物の管理責任者を明らかにしておくこと。
 - (5)印刷物等の配布については許可制とし、社会道徳に反するもの、学校の教育方針に反するもの、および個人を中傷したり校内の秩序を乱したりするものは許可しない。

- (6) 校内においては選挙活動や政治的活動は禁止する。ただし、学校教育上の支障がなく、校長の許可がある場合を除く。

4 日番

- (1) 各学級 1 名が日番を務め、担任の指導のもとに活動する。
(2) 日番は次の事項を自主的に遂行する。
- ① 教室の整備、黒板の美化
 - ② 校具の保全、教室の戸締り
 - ③ 担任と生徒との連絡
 - ④ 日誌の記入
 - ⑤ 灯油の準備（冬季）

5 食事

- (1) 昼食はホームルーム教室で、所定の時間内にとること。

6 清掃

- (1) 分担区域は責任を持って清掃し、終了後は監督の教員の点検を受けること。
(2) 清掃用具は所定の場所に整頓して収納すること。

7 公共物

- (1) 学校の施設・設備は大切に扱い、使用後は責任をもって後始末をすること。また、汚損・破損をした場合は、速やかに係の教員に届け出ること。故意に汚損・破損させた場合は弁償すること。
(2) 火気使用には校長の許可を必要とする。使用後は責任をもって後始末をし、担当教員の点検を受けること。
(3) ストーブの使用について（冬季）
- ① 取り扱いには丁寧に行い、点火や消火は指示どおり行うこと。
 - ② 消火する時は、ファンが止まるまで電源を入れておくこと。
 - ③ 教室の換気を適切に行うこと。
 - ④ ストーブに異常がある場合は、直ちに担任または教室管理責任者の教員に報告すること。
 - ⑤ ストーブは正しい方法で使用し、ストーブの周りでふざけたり暴れたりしないこと。

8 その他

- (1) 放送や掲示によく注意し、放送の妨害や掲示物の汚損をしてはならない。
(2) 用のない部屋・他学年の教室に出入りしないこと。
(3) 遺失物・拾得物は、速やかに生徒支援部に届け出ること。
(4) 学業に不必要なものは持参しないこと。
(5) 生徒証は常に携帯すること。
(6) 生徒集会室利用について
- ① マナーを守り、きれいに使用すること。
 - ② ゴミは分別して捨てること。
 - ③ 自動販売機が故障した場合は事務室に申し出ること。
 - ④ 利用状況が悪い場合は、利用を禁止することがある。
 - ⑤ 授業時間中の利用は禁止する。

校外生活

- 1 高校生としての自覚を持ち、社会の範となる言動を心がけること。
- 2 外出するときは、高校生らしい服装で、行き先・用件・帰宅時間等を家人に伝えること。
 - (1) 青少年愛護条例で禁止されている場所等への出入り。(パチンコ店等)
 - (2) 青少年愛護条例で深夜利用(23時以降)が禁止されている場所等への出入り。
(ネットカフェ、ゲームセンター、カラオケボックス等)
 - (3) 22時以降に外出が発覚した場合は、特別指導の対象となる。
- 3 男女交際は家族の了解のもとに、周囲の誤解を招くことのないよう節度ある態度で行うこと。

通学

- 1 いかなる理由があっても、バイク(原動機付自転車)等による通学は許可されない。
- 2 JRを利用する生徒は、寺前駅・新野駅・学校間を指定のバスまたは自転車か徒歩で登下校すること。なお、この間は、指定された通学路を通行すること。
- 3 公共交通機関を利用する場合は、他人に不快感を与えず、迷惑をかけないようにマナーアップに努めること。
- 4 通学途上の突発事故については、適切な処置をとるとともに、速やかに学校に報告すること。
- 5 自転車による通学には、自転車保険への加入を義務づけるものとし校長の許可を必要とする。許可された生徒は、鑑札を後部泥よけのよく見えるところに貼付すること。雨天の場合は、合羽を着用すること。
- 6 自転車乗車中の二人乗り、携帯電話・スマートフォンの使用、傘さし運転等、道路交通法に違反する行為は、特別指導の対象となる。また、ヘルメットの着用を推奨する。

保健衛生

- 1 身体・服装を常に清潔に保つこと。
- 2 身体に異常および救急を要する事故が生じた場合は、直ちに教科担当または担任に知らせ、指示または処置を受けること。
- 3 自宅および自宅付近に伝染病が発生したときは、直ちに学校に届け出て指示を受けること。

部室使用(別記規則)

- 1 部員以外の入室は禁止する。
- 2 使用時間は始業前と放課後とする。
- 3 使用しない時は必ず施錠し、鍵は職員室のキーボックスに収納する。紛失しないこと。
- 4 部室の清掃は、各部で責任をもって行うこと。
- 5 使用状況の悪い場合は部室の使用を禁止する。
- 6 破損・汚損等した場合の修復費は、当該者または当該部の負担とする。

諸願届

- 1 住所・保護者・保証人の変更、転退学・休学の場合は、学則に規定する様式により、願・届を速やかに校長に提出すること。
- 2 忌引きの場合、速やかに担任に連絡し、後日、忌引届を提出すること。忌引の日数は次のとおりとし、遠隔地の場合は往復に要する日数を加算することができる。
父母(5日以内)
祖父母・兄弟姉妹(3日以内)
曾祖父母・伯叔父母・甥姪(1日以内)
- 3 病気欠席が1週間以上に及ぶ場合は、医師の診断書を担任に提出すること。
- 4 学校感染症など定められた疾患にかかったときは、速やかに処置するとともに学校に届け出て、学校指定の登校証明書を提出し、許可があるまでは登校してはならない。
- 5 家庭の事情等でやむを得ずアルバイトが必要となった場合は、業務内容等を学校に願い出て許可を得ること。無断アルバイトは禁止する。

- 6 運転免許証（自動車・自動二輪車・原動機付自転車）の取得は、「三ない運動」の趣旨に基づき禁止する。特別な事情で必要とする場合は、所定の手続きを経て校長の許可を得なければならない。

賞罰

- 1 表彰は、生徒の本分を守りその成績優秀の者、在籍期間中皆勤の者、生徒会活動や部活動で顕著な活動が見られた者、その他善行があり他の生徒の模範と認められる者について校長が行う。
- 2 教育上必要があると認めるときは、退学・停学および訓告の処分を校長が行う。
- 3 特別指導は、次の事項に該当する場合に、本人の改善をめざして行われる。
 - ① 考査における不正行為
 - ② 怠学行為
 - ③ 暴力行為(肩パン等を含む)
 - ④ 暴言行為(死ね、殺す、学校に来るな等)
 - ⑤ 校舎・校具の破壊行為
 - ⑥ 喫煙・飲酒(電子タバコ・ノンアルコール飲料なども含む)
 - ⑦ 窃盗・万引などの行為
 - ⑧ 金銭の強要・横領などの行為
 - ⑨ 職員や学友に対する侮辱的な行為や誹謗中傷など
 - ⑩ インターネット上への画像流出や誹謗中傷など(SNSを含む)
 - ⑪ 風紀を乱す行為
 - ⑫ 学校の名誉を著しく傷つける行為
 - ⑬ 交通関係の違反行為
 - ・ 自転車の2人乗り運転、傘さし運転及び携帯電話を使用しながらの運転等
 - ⑭ 授業妨害・考査妨害など学校の正常な活動の妨げとなる行為
 - ⑮ 度重なる指導に応じない場合(指導無視)
 - ⑯ その他法令に違反する行為
 - ・ 法律で禁止されている場所(パチンコ店・マージャン店等)への出入り等
 - ・ 青少年愛護条例で深夜利用が禁止されている場所(インターネットカフェ・ゲームセンター・カラオケボックス等)への出入り等
 - ⑰ いじめ行為
 - ※ いじめの定義 いじめ防止対策推進法より
 - 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
 - ⑱ 盗電行為
 - ⑲ 薬物乱用行為